

施工時期が真夏日となる場合の現場管理費補正の試行要領（水道施設工事）

1 試行対象

(1) 適用範囲

公告日が令和2年11月30日以降となる工事を対象とし、受注者が経費補正を希望した場合とする。

(2) 対象工事

水道事業実務必携を適用して積算している工事で、主たる工種が屋外作業である工事とする。（ただし、本試行においては機械設備工事、建築工事は対象外とする。）

2 用語の定義

(1) 真夏日

真夏日は、以下のいずれかの日とする。

① 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30度以上の日

② 夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温が30度以上の場合

（真夏日率等算定表提出日以降については、過去3年間の平均最高気温を元に真夏日として見込める日とすることができるものとする）

(2) 工事の始期

契約した日をいう。

(3) 工事の終期

しゅん工届を提出する日をいう。

(4) 対象期間

工事の始期から工事の終期までの期間とする。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(5) 真夏日率

真夏日率^{※1}＝対象期間中の合計真夏日日数^{※2}÷対象日数^{※3}

※1 真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※2 真夏日率等算定表の真夏日実績日数と見込日数の合計日数とする。

※3 対象日数は、工事の始期から終期までの日数から除外期間の日数を差し引いた日数とする。

3 計測・報告について

(1) 真夏日の計測方法

最高気温は、工事現場から最寄りの地上気象観測所の気温を用いることを標準とする。

なお、適用する計測方法については、受注者が決定し、施工計画書に含めて監督員に提出するものとする。

ただし、工事現場と最寄りの地上気象観測所との標高差により、気温の差が大きくなる山間部など、これによりがたい場合は、監督員と協議の上、気温の補正を行うものとする。

(2) 計測結果及び実施報告書の提出

受注者は、しゅん工届提出日を含めた20日前までに、以下の報告書を監督員に提出するものとする。

① 真夏日率等算定表

② 最高気温観測結果

・気象庁観測結果（対象期間の最高気温及び過去3年の平均最高気温）

5 積算方法

(1) 施工時期が真夏日となる場合の現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行う。

真夏日に伴う補正値（%）^{※4} = 真夏日率 × 1.2（補正係数）

※4 真夏日に伴う補正値（%）は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

(2) 現場管理費の算出

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 『施工地域を考慮した現場管理費の補正』の補正係数) + 『施工時期、工事期間等を考慮した補正』の補正値^{※5})

※5 「真夏日に伴う補正」が「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」と重複する場合は、最高2%とする。